

サウジアラビアにおける新商業登記法及び新商号法の概要

中東ニューズレター

2025 年 8 月 4 日号

執筆者:

森下 真生

m.morishita@nishimura.com

黒田 英

s.kuroda@nishimura.com

1. はじめに

サウジアラビア王国(以下、「サウジアラビア」と言います。)では 2025 年 4 月 3 日に改正された商業登記法(以下、「商業登記法」又は「新商業登記法」と言います。)と商号法(以下、「商号法」又は「新商号法」と言います。)が全面的に施行され、同時にそれぞれの施行規則(以下、商業登記法の施行規則を「商業登記法施行規則」、商号法の施行規則を「商号法施行規則」と言います。)も施行されました。

さらに、商業登記法施行規則に付随する規則として、支店の商業登記についての是正メカニズム(以下、「是正メカニズム」と言います。)及び商号法施行規則に付随する規則として、商号法施行前に登録された商号に適用される管理基準(以下、「管理基準」と言います。)も施行されました。本改正は、煩雑だった商業登記制度と商号管理を根本的に見直し、企業の負担軽減と透明性強化を目的とするものとなっております。

本ニューズレターでは、改正された商業登記法、商号法、商業登記法施行規則及び商号法施行規則の主なポイントについて解説します。なお、サウジアラビアでは法律と実務に乖離があるケースがあり、本改正の下での実務はまだ固まっておらず、今後、本改正の内容にもかかわらず、異なる実務が取られる可能性がある点にご留意ください。

2. 新商業登記法の主な内容

(1) 概要

サウジアラビアでは 2025 年 4 月、新商業登記法と商業登記法施行規則が施行され、全国で統一された単一の商業登記制度が導入され、企業は、支店や異業種の活動を一つの商業登記で登録できるようになり、支店ごとの個別の商業登記も不要となりました。これに伴って、サウジアラビアに支店を複数持つ事業者又はサウジアラビアに本店とは別に支店を持つ事業者は、2030 年 4 月までに既存の支店の法人化や支店の本店への統合等の方法で是正が求められることとなります(是正メカニズム 1 条及び 2 条)。

(2) 全国統一型の商業登記の導入

新商業登記法と商業登記法施行規則では、本店と支店の全てのアクティビティ(Activity)¹を単一の商業登記に統合可能となりました(商業登記法 3 条、商業登記法施行規則 6 条)。これまでは、関連性があるアクティビティでないと、商業登記上まとめることができず、想定事業をすべて行うために、別途、別会社又は支店

¹ サウジアラビアでは、商業登録上、想定される事業活動に対応するアクティビティ(Activity)を具備する必要があり、具備されたアクティビティに対応する業務のみを行うことができます。

を設立する必要があるケースがありましたが、これにより、法令上は異なるカテゴリーに属するアクティビティを単一の商業登記で網羅できるようになり、希望するアクティビティをすべて具備できないがために、別会社や支店を設立する必要がなくなりました。また、これまでは支店について、本店と同一法人であるにもかかわらず、別途商業登記が必要とされていましたが、新商業登記法下では、その必要がなくなりました。

(3) 支店ごとの個別登記廃止と 5 年の是正猶予

新商業登記法下の制度では、支店の個別の商業登記が不要となり、本店の商業登記への統合が可能になりました。これに伴って、サウジアラビアに支店を複数持つ事業者、又はサウジアラビアに本店とは別に支店を持つ事業者は、以下のいずれかの方法で 2030 年 4 月 2 日までに対応をする必要があります(商業登記法 3 条、是正メカニズム 2 条)。

- ・支店の法人化(例えば、支店から有限責任会社への形態変更)
- ・支店の商業登記の第三者への譲渡
- ・支店の商業登記の抹消(本店の商業登記への集約)

支店の商業登記の是正が、支店の法人化により行われる場合、当該支店に関連する全ての許認可・承認・アクティビティは、法令に違反せず債権者保護が図られる範囲で、新会社に紐づけられます(是正メカニズム 3 条 a)。

支店の商業登記の是正が、商業登記の第三者への譲渡により行われる場合、当該支店に関連する全ての許認可・承認・アクティビティは、法令に違反せず債権者保護が図られる範囲で、譲受人に引き継がれます(是正メカニズム 3 条 b)。

また、支店の商業登記の是正が、支店の商業登記の抹消により行われる場合、当該支店に関連する全ての許認可・承認・アクティビティは、本店に紐づけられます(是正メカニズム 3 条 c)。

(4) MISA 登録

外国人投資家は、商業登記の登録時に投資省(以下、「MISA」と言います。)への登録証明を提出しなければなりません(商業登記法施行規則 5 条)。よって、商業登記の登録前に MISA への外国投資家としての登録を終わらせる必要があります。

(5) 商業登記の年次確認義務と修正義務

従前存在した商業登記の 1 年間の有効期限は撤廃され、代わりに年 1 回、商業登記簿に記録された情報が正確であることを確認する年次確認が義務付けられました(商業登記法 11 条及び商業登記法施行規則 10 条 1 項及び 2 項)。年次確認は、期日の 30 日前から行うことが可能です(商業登記法施行規則 10 条 3 項)。年次確認を期限から 90 日以内に行わない場合、商業登記が一時停止され、商業登記上のアクティビティによって許可されている事業の遂行を行えなくなる可能性があります(商業登記法施行規則 11 条)。

また、年次確認とは別途、商業登記簿に記載された情報に変更又は修正が生じた場合、その発生日から 15 日以内に、当該変更の届出を行い、商業登記の修正を行う必要があります(商業登記法 10 条)。

(6) 罰則

①商業登記の登録申請時に虚偽又は不正確な情報を提供した場合、②商業活動の商業登記への登録義務(商業登記法 5 条 1 項)、年次確認書の提出義務(商業登記法 11 条)、登録情報の変更時 15 日以内の登録修正義務(商業登記法 10 条)等に違反した場合等には、最大 SAR50,000 の罰金が科されます(商業登記法 21 条 1 項)。

これらの違反に対しては、罰金に加え、警告、是正命令、再発防止措置等の代替的行政措置が適用されることもあります(商業登記法 24 条)。

商業登記法施行規則 19 条では違反行為が、その重要度等に応じて分類され、法人形態ごとに異なる細かい罰金金額が定められており、たとえば、有限責任会社が商業登記の年次確認を怠った場合は SAR1,200、事業開始前に商業登記を行わなかった場合は SAR5,000 が科されます(商業登記法施行規則 19 条 2 項別表)。さらに、登記情報に虚偽の記載を行った場合等、重大な違反には、最大 SAR10,000 の罰金が定められています。

なお、違反の 3 年以内の再発時には法定の罰金額の倍額が科され得ます(商業登記法 21 条 2 項)。

3. 新商号法の主な内容

(1) 概要

サウジアラビアでは 2025 年 4 月、新商号法と商号法施行規則が施行され、改正法の下では、商号の事前予約が 60 日間可能で、延長も認められ、商号はアラビア語又は英語で登録できる等、1999 年に制定された従来の旧商号法に比べ制度の明確化や利便性の向上が図られています。

(2) 商号の事前予約・延長・審査

新商号法では、商号は最大 60 日間の事前予約が可能で、同期間の延長が原則として一度まで可能ですが、正式な商業登記の登録前の商号使用は禁止されています(商号法 3 条、商号法施行規則 8 条)。商号はアラビア語又は英語(但し、英語の場合はアラビア語訳の併記が必要)で登録可能です(商号法 4 条、商号法施行規則 2 条)。商号の審査期間は、原則 10 日(関連当局の承認が必要な場合には、最大 30 日延長可)とされています(商号法 5 条、商号法施行規則 7 条)。

(3) 他者の商号使用の禁止

既存商号を商号に使用することは禁止されています(商号法 6 条)。

(4) 不適切な商号

たとえば、以下のような商号は予約又は登録が不可とされています(商号法 7 条 1 項)。なお、類似性の判断にあたっては、スペルの 1 文字違いや順序の違い等も考慮されます(商号法施行規則 5 条)。

- ・他の登録済商号、予約済商号、著名商号又は商標と類似する商号
- ・世界的に有名な商号又は商標と類似している商号や、サウジアラビア国内で有名な又は登録済の商標と類似している商号
- ・宗教、政治、軍事関連の語句を含む商号
- ・地域的又は国際的な組織又は機関の名称等と類似する商号

また、サウジアラビアの国名・都市名・地域名・公共施設名を含む商号の予約又は登録は、特定の厳格な条件の下でのみ許可されます(商号法施行規則 4 条)。

商務省は、これらの禁止名称の代表例をリスト化し、定期的に更新することが義務付けられています(商号法 7 条 2 項)。

(5) 罰則

①新商号法及び商号法施行規則に反して、事前予約済み又は登録済みの商号を使用した者、並びに②商号の

登録義務(商号法 3 条 1 項)、予約済み又は登録済み商号の使用禁止義務(商号法 6 条 1 項)、商号の表示義務(商号法 8 条)及び既存商号の抹消後の代替商号の登録義務(商号法 13 条 2 項)に違反した者は SAR50,000 以下の罰金が科される可能性があります(商号法 14 条 1 項)。これらの違反に対しては、罰金に加え、警告、是正命令、再発防止措置等の代替的行政措置が適用されることもあります(商号法 17 条)。

商号法施行規則 15 条では違反行為が分類されて、罰金金額が定められており、たとえば、法律に違反して又は誤解を招く方法で商号を使用した場合は SAR5,000、他者の事前予約・登録済み商号を使用した場合は SAR10,000 が科されます(商号法施行規則 15 条 2 項別表)。

なお、違反の 3 年以内の再発時には罰金額の倍額が科され得ます(商号法 14 条 2 項)。

4. 移行措置

(1) 既存の商号の保護とアクティビティ追加時の制限

改正前に既に登録されていた商号については、今までどおり存続が認められます。但し、新たなアクティビティを追加する場合には、一定の制約を受ける可能性があります(管理基準)。

(2) 是正されない支店登記の自動抹消と関連するライセンスやアクティビティの移転

2030 年 4 月 2 日までの 5 年の猶予期間経過後、未是正の支店の商業登記については、自動的に抹消され(是正メカニズム 6 条)、関連するライセンスやアクティビティは、本店の商業登記へ移行されます(是正メカニズム 4 条)。

UAE ウェブ法律相談

当事務所によるウェブを通じた日本語無料法律相談(30 分程度)を実施いたします。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

トルコウェブ法律相談

当事務所とトルコの現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

その他中近東各国ウェブ法律相談(バーレーン、カタール、イスラエル、エジプト)

当事務所と各国現地法律事務所によるウェブを通じた無料法律相談会(30 分程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所により、回答可能な場合は、日本語で対応いたします。また、事前に当事務所弁護士との日本語での準備面談も可能です。ご希望者は、ご相談事項を明記の上、[こちら](#)までご連絡下さい。

イスラエル事業環境個別ウェビナー

イスラエル法律事務所によるウェブを通じたイスラエル事業環境に関する無償プレゼンテーション(30 分から 1 時間程度)を実施いたします。現地法律事務所とのやり取りは英語になりますが、当事務所にて適宜日本語の補足を行うことは可能です。ご希望者は、[こちら](#)までご連絡下さい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は[N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com